

平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法に基づき、交通に関する施策に関する基本的な計画（「交通政策基本計画」）の策定作業を進め、今夏頃までに一定の取りまとめを行った上で、年内を目途に閣議決定することを予定。

1. 内容

○交通政策基本計画には、以下の事項を定めることとされている。（法第15条第2項）

- (1) 交通に関する施策の基本的方針
- (2) 交通に関する施策の目標
- (3) 交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) その他必要な事項

○計画期間は、2015年（平成27年）～2021年（平成33年）を想定。
（次期社会資本整備重点計画（2017～2021年を予定）と終期を揃える。）

2. 策定手続き、スケジュール

- ・交通政策審議会・社会資本整備審議会計画部会（合同会議）において審議。
- ・本年夏頃までに一定の取りまとめを行うことを予定。
- ・その後、パブリックコメント等の手続きを経て、年内を目途に基本計画を閣議決定することを予定。